

熱海市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第16号

熱海市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年熱海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の表下水道事業の項(2)中「2万6,800人」を「2万3,100人」に改める。

第7条中「または」を「又は」に改める。

第9条中「または」を「又は」に、「こえる」を「超える」に改める。

第10条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。